

## 所得税追徴税額は 1,112 億円（平成 28 事務年度）

国税庁より平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）における「所得税及び消費税調査等の状況」が公表されましたのでご紹介いたします。（国税庁HP、URL: [https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/shotoku\\_shohi/index.htm](https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/shotoku_shohi/index.htm)）

## 1. 所得税及び消費税調査等の状況

「特別調査・一般調査」を受けた件数のうち、所得税は 87%（消費税は 81%）が修正申告となっており、「特別調査・一般調査」が実施されればその大半が修正となっています。高額で悪質性の高い事案を対象に「特別調査・一般調査」が集中して行われ、実地調査にいらぬ事案は「簡易な接触」で済ます効率的な調査が実施されていることがわかります。

		平成 27 事務年度				平成 28 事務年度				前事務年度調査比	
		実地調査		簡易な接触 (注 3)	調査等合計	実地調査		簡易な接触 (注 3)	調査等合計		
		特別・一般 (注 1)	着眼 (注 2)			特別・一般 (注 1)	着眼 (注 2)				
所得税	調査等件数	件	48,043	17,973	584,415	650,431	49,012	21,226	576,906	647,144	99%
	申告漏れ等の非違件数	件	41,515	13,158	341,015	395,688	42,653	15,796	342,018	400,467	101%
	非違割合		86%	73%	58%	61%	87%	74%	59%	62%	+2 割
	申告漏れ所得金額	億円	4,522	722	3,542	8,785	4,499	860	3,525	8,884	101%
	追徴税額	億円	746	52	277	1,074	753	66	293	1,112	103%
	追徴税額 (1 件当たり)	万円	155	29	5	17	154	31	5	17	100%
消費税 (個人事業者)	調査等件数	件	27,287	7,559	53,227	88,073	28,211	8,428	50,140	86,779	98%
	申告漏れ等の非違件数	件	21,980	6,359	32,784	61,123	22,827	6,717	31,505	61,049	99%
	非違割合		81%	84%	62%	69%	81%	80%	63%	70%	+1 割
	追徴税額	億円	193	21	56	271	221	24	56	301	111%
	追徴税額 (1 件当たり)	万円	71	28	11	31	78	29	11	35	112%

(注 1) 特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。

(注 2) 着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。

(注 3) 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## 2. 「海外投資」「富裕層」「無申告」「インターネット取引」は、今後も積極的に調査実施

平成 29 事務年度も積極的に調査を実施すると、状況報告がされています。

	海外投資等 (注 4)	富裕層 (注 5)	海外取引をした 富裕層	無申告者 (所得税)	無申告者 (消費税)	インターネット 取引 (注 6)
調査件数	3,145 件	4,188 件	533 件	7,612 件	8,816 件	1,956 件
追徴税額 (1 件当たり)	342 万円	304 万円	772 万円	192 万円	153 万円	221 万円

(注 4) 海外投資を行っている個人、海外資産を保有している個人等

(注 5) 有価証券や不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人等

(注 6) ネット通販・コンテンツ配信・ネットオークション・ネット広告・ネットトレード・サイトの運営などを行う個人

## 3. 重点管理富裕層プロジェクトチーム（富裕層 PT）は、平成 29 年 7 月から全国展開

平成 26 事務年度に東京・大阪・名古屋の各国税局に発足したもので、7 月から全国税局での運用が始まっています。富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者を「重点管理富裕層」として抽出し、継続的に情報収集し管理されています。集約・管理される資料情報として「財産債務調査制度」、「国外財産調査制度」「国外送金等調査」などがありますが、国際的な租税回避の傾向を踏まえ、「租税条約等に基づく情報交換制度」も急ピッチで整備されています。昨今、「財産債務調査」や「国外財産調査」について税務署から質問を受けるケースが増加しています。適正な申告がこれまで以上に求められており、国内外の資産整理を含めた十分な対応が必要と思われます。（担当：尾崎 仁美）